

第 5 3 回 藍住町環境美化運動実施計画

1. 期 間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）から 6 月 9 日（月曜日）まで
2. 場 所 藍住町全域
3. 対 象 全町民・各種団体
4. 目 的 一斉清掃等を通して、環境の保全について関心を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高め、不法投棄をなくし、環境美化を推進する。
5. 事 業
 - (1) 全町一斉清掃
 - 期 日 令和 7 年 5 月 1 8 日（日曜日）
雨天の場合（小雨決行） 5 月 2 5 日（日曜日）に延期
 - 場 所 各地域の道路、排水路、あき地、河川、堤防等公共用地
 - 対 象 全町民
 - 内 容 各地域の清掃に参加し、美しく住みよい町づくりを進める。
 - (2) 工場・事業所内外一斉清掃と公害対策点検
 - 期 間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）から 6 月 9 日（月曜日）まで
 - 場 所 町内工場・事業所内外
 - 対 象 町内工場・事業所
 - 内 容 一斉清掃で清潔保全と公害防止、施設の再検討の実施により快適な職場づくりのための環境整備を進める。
 - (3) 改良区用水路等清掃
 - 期 間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）から 6 月 9 日（月曜日）まで
 - 場 所 町内土地改良区用水路等
 - 対 象 町内土地改良区
 - 内 容 当該地区の一斉清掃に併せて清掃。
 - (4) 各家庭内外清掃
 - 期 間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）から 6 月 9 日（月曜日）まで
 - 場 所 各家庭周辺
 - 対 象 町内全世帯
 - 内 容 清掃を実施して、住みよい生活環境づくりを推進する。
 - (5) ごみを少なくする運動
 - 期 間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）から 6 月 9 日（月曜日）まで
 - 場 所 藍住町全域
 - 対 象 全町民
 - 内 容 物を大切にしておごみの発生を抑え、分別の徹底によりごみ資源化を図る。不法投棄をなくし、環境美化を促進する。
 - (6) 町施設周辺清掃
 - 期 日 未定
 - 場 所 庁舎周辺、正法寺川公園等
 - 対 象 町全職員
 - 内 容 清掃を通して環境美化に取り組む。